

支那駐屯軍

一九〇一（明治三四）年九月、日本は義和団事件の処理に関して、イギリス、ドイツ、フランスなど一か国とともに、清国と「辛丑条約」（義和団事件に関する最終議定書）を結び、華北に軍隊を駐留させる合法的権利を獲得した。同条約は、各国が公使館区域内に公使館防衛のための常置護衛兵を置き、さらには北京と海浜間の交通の自由を維持するために、黄村、天津、塘沽、秦皇島、山海関など一二の地点を占領する権利を認めていた。

条約締結の一年前、日本は、義和団事件の勃発に際して、混成一個旅団の清国駐屯軍を編成し、条約締結の五か月前には、これを改編して清国駐屯軍とした（一九一三年八月、支那駐屯軍と改称）。兵力は、兵員・非戦闘員合わせて四〇〇〇人だった。「辛丑条約」の締結により、清国駐屯軍は編制を縮小して、天津に軍司令部と歩兵四個中隊、北京に歩兵一個中隊、そして北寧線沿線に守備隊を配置した。軍司令部は天津日本租界の南西角に位置する海光寺に置かれた。海光寺といっても、地名が残るだけで実際に寺はなく、ここには清国政府の兵工廠が建てられ、義和団事件の際に、日本軍が占領していた。軍司令部が天津に置かれたことから、駐屯軍は天津軍とも称された。

歴代の駐屯軍司令官は、初代の大島久直中將から、最後の香月清司中將まで、二五人を数えた。その多くは、ヨーロッパに留学、

駐在した経験をもつ人物が選ばれた。天津に駐屯する各国軍司令官との交流を重視したためである。

支那駐屯軍は、正規の編成部隊である関東軍と違い、交代制の集積編成部隊だった。すなわち、日本全国の師団のなかから派遣大隊を一年ごとに選出し、支那駐屯軍司令官の隷下に配属させる仕組みをとった。その兵力は、辛亥革命や奉直戦争、北伐など中国の政治情勢によって、かなり変動がみられた。満州事変の直前には、八八七人、事変勃発後には二〇〇〇人前後となった。

一九三六（昭和一一）年四月、支那駐屯軍は兵力をいっきに五七七〇人に増強して、中国側をおどろかせた。ひとことの事前通告もなかったからだ。増兵の名目は、華北の防共と同地域に増加する在留日本人の保護とされた。しかし、そのウラには華北分離工作における支那駐屯軍の主導権を関東軍に認めさせようとする思惑があった。このとき、支那駐屯軍司令官は、関東軍司令官と同格の親補職となり、歩兵第一連隊、第二連隊が新設されて支那駐屯軍は軍旗を奉ずる正規の建制部隊となった。同時に、支那駐屯軍は、「辛丑条約」に根拠をもたない豊台への一個大隊駐屯を断行した。

一九三七年七月七日、豊台に駐屯した歩兵第一連隊第三大隊所属の第八中隊は、盧溝橋の北側で夜間演習中に謎の発砲を受けた。二八日、支那駐屯軍は総攻撃を開始して、以後、八年間つづく中国との戦争の幕が切つて落とされた。八月二六日、支那駐屯軍は、北支那方面軍に改組され、その三六年におよぶ歴史に終止符を打った。

（小林元裕）